

奈良市公報

号外第1号

平成20年 1月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則……………10

告 示

- 予防接種の実施の一部改正……………10
- インフルエンザ予防接種の実施の一部改正……………10
- 放置自転車等の保管（2件）……………10
- 新設の事業計画のある道路の指定……………10
- 道路の位置指定……………11
- 農業振興地域整備計画の変更……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 都市公園の供用開始……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 督促状の公示送達……………12
- 開発行為に関する工事の完了……………12
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………12
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………12
- 平成19年度軽自動車税納税通知書の公示送達……………12
- 議会定例会の招集……………13
- 奈良市観光センター等の休館……………13
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………13

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………13

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………14

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………14
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………14
- 奈良市の投票区についての一部改正……………14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………15

正 誤

- 正誤表……………15

規 則

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第87号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則
奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(証券の支払地の区域)」に改め、同条中「小切手」を「小切手等（政令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。次条において同じ。）」に改める。

第24条第1項中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第2項中「呈示期間又は有効期間内に呈示して」を「その権利の行使のため定められた期間内に提示して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年11月30日揭示済)

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第88号

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（平成元年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「53,000円」を「54,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

2 収納員が、この規則による改正前の奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の規定に基づいて平成19年10月1日以後の分として支給された報酬は、改正後の規則による報酬の内払とみなす。

(平成19年11月30日揭示済)

奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第89号

奈良市開発行為等の規制に関する規則の一部を改正する規則

奈良市開発行為等の規制に関する規則（平成2年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に改める。

第4条中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第10条本文中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第16条を削る。

第15条の次に次の見出し及び2条を加える。

（国又は都道府県等との協議）

第16条 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為協議申出書（別記第16号様式）に、法第30条第2項及び省令第17条に規定する図書並びに第2条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の開発行為協議申出書の提出があったときは、その協議に応じ、適当と認めるときは、開発行為同意通知書（別記第16号様式の2）をもって当該申出者に通知する。

3 第5条の規定は第1項の協議をしようとする者に、第7条の2の規定は変更の協議をしようとする者に、第6条、第7条、第8条及び第19条の規定は協議が成立した者に準用する。

第16条の2 法第42条第2項の規定による協議をしようとする者は、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等協議申出書（別記第16号様式の3）に、第11条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第43条第3項の規定による協議をしようとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（別記第16号様式の4）に、省令第34条第2項の添付図書及び第15条各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

第18条第3号中「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に改める。

第23条第3号中「前号」を「第2号から前号まで」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 第16条の開発行為協議申出書及びその添付書類 正本1部及び副本1部

(4) 第16条の2第1項の予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等協議申出書及びその添付書類 正本1部及び副本1部

(5) 第16条の2第2項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書及びその添付書類 正本1部及び副本1部
別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第7条の2関係)

(正)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 (あて先) 奈良市長 許可申請者 住所 氏名 ⑩ (電話)		※手数料欄
開発行為の変更の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発許可の許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
※受付番号	年 月 日 第 号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記入してください。
- 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入してください。
- 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。
- 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

(副) 開 発 行 為 変 更 許 可 通 知 書

※ 許 可 通 知 欄	別紙変更申請書に係る開発行為の変更については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。	
	変更許可番号	第 号
	奈良市長 印	
	条 件	
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 申請者住所氏名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開発区域の面積	平方メートル
	4 予定建築物等の用途	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
	8 開発行為の許可番号	年 月 日 第 号
	9 変更の理由	

備考 ※印のある欄には、記入しないでください。

別記第12号様式中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

別記第13号様式中

用途		構造	
階数		棟数	
建築面積			m ²
延べ床面積			m ²

を

用途		構造	
階数		棟数	

に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第16条関係）

開 発 行 為 協 議 申 出 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申出者 住所
氏名

(電話

印

)

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する 理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※受付年月日・番号		年 月 日 第 号
※協議成立に付した条件		
※協議同意年月日・番号		年 月 日 第 号

備考

- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議の成立をもって、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となります。
- 2 申出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 4 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

別記第16号様式の次に次の3様式を加える。

第16号様式の2（第16条関係）

開 発 行 為 同 意 通 知 書

※ 同 意 通 知 欄	この協議申出書及び添付書類に記載の開発行為については、下記の条件を付して同意しましたので通知します。	
	協議同意番号	第 号
	奈良市長 印	
	条 件	
開 発 行 為 の 概 要	1 申 出 者 住 所 氏 名	
	2 開発区域に含まれる地域の名称	
	3 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	4 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	6 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	8 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	9 法第34条の該当号及び該当する理由	
	10 そ の 他 必 要 な 事 項	

備考 ※印のある欄には、記入しないでください。

第16号様式の3 (第16条の2関係)

予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等協議申出書

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の

{ 新 築 }
 { 新 設 }
 { 改 築 }
 { 用途変更 }

の協議を申し出ます。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申出者 住所

氏名

㊟

(電話

)

開発許可等年月日及び番号

年 月 日 第 号

公告年月日・番号

年 月 日 第 号

予定建築物等の用途

建築物等を建築し、又は
新設しようとする土地又
は用途の変更をしよう
とする建築物等の存する土
地の所在、地番及び面積

奈良市

(面積 m²)

新築、新設、改築
又は用途の変更後の
建築物等の用途

その他必要な事項

※受付年月日・番号

年 月 日 第 号

※協議成立に付した条件

※協議同意年月日・番号

年 月 日 第 号

備考

1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物等の新築、新設、改築又は用途の変更をすることについて、他の法令の許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

第16号様式の4 (第16条の2関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、

{建築物 第一種特定 工作物}	の	{新築 改築}	}の協議を申し出ます。
		{用途の変更 新設}	

年 月 日

(あて先) 奈良市長

協議申出者 住所

氏名

㊟

(電話

)

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第8号の2まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付年月日・番号	年 月 日 第 号
※ 協議成立に付した条件	
※ 協議同意年月日・番号	年 月 日 第 号

備考

- 協議申出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 協議申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「その他必要な事項」の欄には、建築物等の新築、新設、改築又は用途の変更をすることについて、他の法令の許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年11月30日揭示済)

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第90号

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(昭和49年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年11月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第631号

平成19年奈良市告示第185号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成19年11月16日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年11月16日揭示済)

奈良市告示第632号

平成19年奈良市告示第565号(インフルエンザ予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成19年11月16日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年11月16日揭示済)

奈良市告示第633号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月16日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年11月16日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成19年11月16日揭示済)

奈良市告示第634号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月19日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年11月19日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年11月19日揭示済)

奈良市告示第635号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成19年11月20日

奈良市長 藤原 昭

1 指定年月日

平成19年11月20日

2 指定した道路の区域

起点側地名及び地番 奈良市南田原町45番地の3

終点側地名及び地番 奈良市南田原町377番地の2

- 3 指定した道路の幅員
最大 17m 最小 8.5m
 - 4 指定した道路の延長
290m
- (平成19年11月20日揭示済)

奈良市告示第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年11月20日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	東大阪市水走四丁目9番3号
申請者氏名	オーエッチ工業株式会社 代表取締役 清水 義道
道路の位置	奈良市秋篠新町248番地の2及び248番地の6の各一部
道路の幅員	最大8.00m 最小6.00m
道路の延長	20.7m
指定年月日	平成19年11月20日
指定番号	第19014号

(平成19年11月20日揭示済)

奈良市告示第637号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成19年11月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
 - (1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
 - (2) 都祁農業振興地域整備計画
 - (3) 月ヶ瀬農業振興地域整備計画
 - 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
- (平成19年11月20日揭示済)

奈良市告示第638号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成19年11月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成19年11月20日揭示済)

奈良市告示第639号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年11月27日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	区域	供用開始日
藤ノ木台第10号街区公園	藤ノ木台二丁目473番9	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。）	平成19年11月27日
藤ノ木台第11号街区公園	藤ノ木台一丁目1番1046		
三松四丁目第2号街区公園	三松四丁目910番27		
押熊町第11号街区公園	押熊町689番22		
法蓮町第3号街区公園	法蓮町1921番128		
学園新田町第2号街区公園	学園新田町2947番20		
学研奈良登美ヶ丘街区公園	中登美ヶ丘六丁目7番		
学研奈良登美ヶ丘1号緑地	中登美ヶ丘六丁目4番		
学研奈良登美ヶ丘2号緑地	中登美ヶ丘六丁目20番		

(平成19年11月27日揭示済)

奈良市告示第640号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月28日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年11月28日揭示済)

奈良市告示第641号

平成19年度市県民税第1期分～第2期分、平成19年度固定資産税・都市計画税第1期分～第2期分並びに平成19年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成19年11月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この督促状の発送年月日
市県民税 第1期分 平成19年7月20日
納期変更分 平成19年8月20日
市県民税 第2期分 平成19年9月20日
固定資産税・都市計画税
第1期分 平成19年5月21日
納期変更分 平成19年6月20日
固定資産税・都市計画税
第2期分 平成19年8月20日
軽自動車税 全期分 平成19年6月20日
納期変更分 平成19年8月20日

- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり

別紙省略

(平成19年11月29日揭示済)

奈良市告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年11月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年11月13日 奈良市指令都整開 第07A-37号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年11月29日 第1087号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市五条町251番地の1の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条大路三丁目2-23
永尾 次男
(平成19年11月29日揭示済)

奈良市告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
高の原メンタルクリニック	奈良市右京一丁目3-4 サントウンプラザずら ん館内	平成19年 11月1日
阪神調剤薬局 奈良帝塚山店	奈良市三碓町2073-5	平成19年 11月1日
プラス薬局 富雄店	奈良市鳥見町三丁目11-1 1 富雄団地56-109	平成19年 11月1日

(平成19年11月29日揭示済)

奈良市告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年11月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
岡田医院	奈良市西包永町24	平成19年 10月4日
有愛薬局	奈良市今小路町23	平成19年 10月31日

(平成19年11月29日揭示済)

奈良市告示第645号

平成19年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することがで

きないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年11月29日

奈良市長 藤原 昭

1 この納税通知書の発送年月日	平成19年5月10日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成19年5月31日
	変更後	平成19年12月17日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成19年11月29日揭示済)

奈良市告示第646号

平成19年12月7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を召集します。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

(平成19年11月30日揭示済)

奈良市告示第647号

奈良市観光センター条例（昭和59年奈良市条例第14号）第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則（昭和26年奈良市規則第4号）第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成19年12月29日 ～平成20年1月3日
奈良市猿沢観光案内所	
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成19年12月29日 ～同月31日
奈良市西日本鉄道奈良駅観光案内所	平成19年12月29日 ～同月31日

(平成19年11月30日揭示済)

奈良市告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月30日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
有限会社あんしんれんたる	奈良市あやめ池北一丁目5-5	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成19年12月1日 平成19年12月1日 平成19年12月1日 平成19年12月1日
有限会社あんしん	奈良県奈良市あやめ池北一丁目5-5		
介護の三協	奈良市帝塚山二丁目1-23	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年12月1日 平成19年12月1日
三協ハウジング株式会社	奈良県奈良市帝塚山二丁目1-23		

(平成19年11月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公

表します。

平成19年11月30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 高杉 美根子

地域活動推進課

監査結果公表日 平成18年12月27日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 平成19年10月30日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>日赤奈良市地区奉仕団補助金の交付においては「奉仕活動と連帯感に満ちた明るいまちづくりを推進しておりますが、これに必要な経費については、市補助金等により運営しておりますので、事業完了前に補助金の前払いを受ける必要があるため」という理由により、全額前金払いされていた。補助金の交付に際しては、従来から、事業内容及び補助の必要性・効果等を精査し、交付時期の決定をされるよう要望してきたところである。</p> <p>前金払いについては、奈良市補助金等交付規則第17条第1項ただし書で認められてはいるが、原則として完了払いであることから、前金払いの理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、その必要性と交付時期を精査されたい。</p>	<p>日赤奈良市地区奉仕団補助金の前払いについて、必要性、具体的事業内容を前払いの理由書に、記載させ、支払い時期についても精査し、10月12日に交付の決定を行い、10月29日に交付しました。</p>

（平成19年11月30日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第20号

平成19年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年11月30日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

- 日時
平成19年12月4日（火）
午前10時から
 - 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
 - 会議に付すべき事件
教育長報告
 - 平成20年度予算要求について
 - 平成20年4月県費教職員人事異動方針について
 - 平成20年（平成19年度）奈良市成人式について
 - 市町村対抗駅伝大会予選会の開催について
 - 第42回奈良市民マラソン大会の開催について
- 議案第48号 平成20年4月市費教職員人事異動方針について

議案第49号 平成20年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

その他

- 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
12月～1月
- 市立中学生におけるケータイについての調査と被害防止啓発について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

（平成19年11月30日揭示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第70号

平成19年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年12月3日から平成19年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年11月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

（平成19年11月21日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第71号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成19年12月3日から平成19年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成19年11月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

（平成19年11月21日揭示済）

奈良市選挙管理委員会告示第72号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正します。

平成19年11月21日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

第78投票区の項中「484番地」の次に「、485番地」を、「529番地の16まで」の次に「、529番地の24」を加える。

（平成19年11月21日揭示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成19年12月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年11月30日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

- 1 日時
平成19年12月7日(金) 午前9時00分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (6) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (7) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (8) 水田利用転換届出について
 - (9) 水田・畑地造成形質変更届出について
 - (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
 - (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
 - (12) 知事許可について(11月許可分)
 - (13) 非農地証明について(11月分)

(平成19年11月30日揭示済)

正 誤

平成20年1月1日付け奈良市公報第228号

ページ	段	行	誤	正
5	左	21	西大寺神野町一丁目	西大寺野神町一丁目